

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

» » » » » » » » 令和6年4月号 « « « « « « « «

★令和6年度税制改正★

3月28日、令和6年度の税制改正法案が国会の承認を得て成立しました。今回は、令和6年度の税制改正について紹介します。

1, 個人所得税

個人所得税の改正項目は、次のとおりです。

- ①所得税・個人住民税の定額減税
- ②子育て支援税制としての住宅ローン控除の拡充、リフォーム控除
- ③金融・証券税制
ストックオプション、エンジェル税制、公益信託制度、NISA、特定口座
- ④土地税制 譲渡所得の特別控除の期限延長
- ⑤その他 支払調書30枚以上の場合、e-Taxでの提出義務等

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除します。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限られます

①実施時期

給与所得者に対する実施	公的年金受給者に対する実施	不動産所得・事業所得者等に対する実施
<ul style="list-style-type: none">・6月以降の源泉徴収税額から減税・6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税	<ul style="list-style-type: none">・年金機構等の公的年金（老齢年金）は、6月以降の源泉徴収税額から減税・6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税	<ul style="list-style-type: none">・納税の機会に減税- 予定納税対象者については、予定納税の機会に減税 <p>※6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期。</p> <ul style="list-style-type: none">- それ以外の方は確定申告で減税

②市町村自治体からの追加給付措置

所得税・住民税の定額減税の実施を合わせ、次の給付が自治体よりなされます。

住民税非課税世帯の世帯主（※2）	<ul style="list-style-type: none">・1世帯あたり世帯主に7万円（※3）を給付。・世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
住民税均等割のみ課税される世帯の世帯主（※2）	<ul style="list-style-type: none">・1世帯あたり世帯主に10万円を給付。・世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる納税者等	<ul style="list-style-type: none">・定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額を給付。

(2) 子育て支援税制

子育て支援税制として、住宅ローン控除・リフォーム控除が拡充されます。

①対象者

対象となる子育て世帯等とは、18歳以下の扶養親族を有する者又は本人もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者です（合計所得が2000万円以下の者）

②改正の概要。

子育て世帯等の借入限度額が引き上げられ、借入金残高の0.7%の税額控除が所得税（所得税で控除しきれない場合には住民税）から控除されます。

改正前（令和6年・7年入居）

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

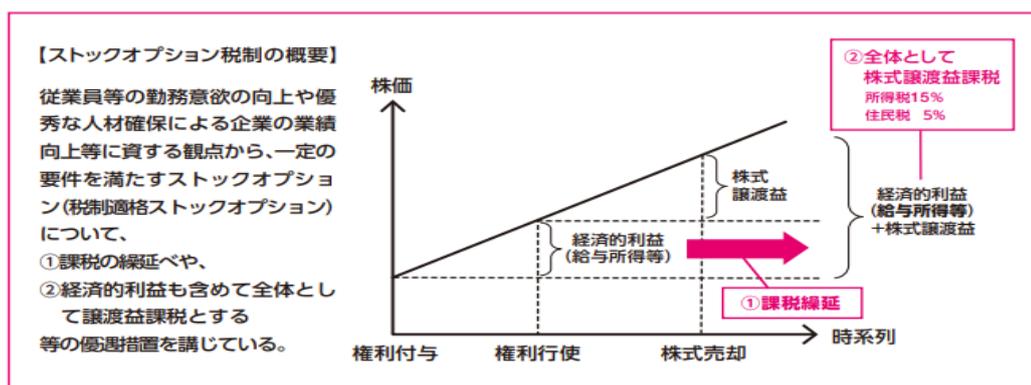


改正後：令和6年入居の場合

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,000万円

(3) スtockオプション税制

設立5年未満のスタートアップ企業の場合、権利行使の限度額が2,400万円（現行1,200万円）に、また設立後5年超20年未満で一定の企業の場合、権利行使の限度額が3,600万円（現行1,200万円）に引き上げられます。



2. 資産税

資産税では、次の事項が改正されました。

- ①事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長
- ②住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長
- ③土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長

(1) 事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長

中小法人の事業承継税制には、一般措置と特例措置があります。特例措置の場合、県への特例承継計画の提出期限が令和6年3月末までとされていましたが、これ期限が延長され、令和8年3月末までとなりました。

この事業承継制度は、贈与税・相続税が100%納税猶予される制度です。

【一般措置】 適用期限：なし		【特例措置】 適用期限：H30～R9末までの10年間限り
対象株数	総株式数の最大 3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継人数	1人	最大3人
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合も可)
その他	—	特例承継計画の提出期限： 令和6年3月末 →【改正後】令和8年3月末

(2) 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長

18歳以上の子や孫（合計所得2000万円以下の者）が、直系尊属から住宅取得資金として贈与を受けた金額の内、1,000万円（省エネ等住宅以外の場合は500万円）までの金額は、贈与税がかかりません（非課税）。

3. 法人税

法人税の税制改正事項は、次のとおりです。

①賃上げ促進税制

②中小企業事業再編投資損失準備金の拡充

中小企業が複数回のM&Aを行う場合における投資額の準備金算入制度

③交際費等の損金算入制度の延長・拡充

④外形標準課税における対象法人の見直し

資本金と資本準備金を合わせて1億円超の法人等が対象

⑤戦略分野国内生産促進税制の創設

半導体、EV等の蓄電池、グリーンスチール、グリーンケミカル、航空燃料

⑥イノベーションボックス税制の創設

特許権、AI関連のプログラム著作権の譲渡所得に対する所得控除

⑦第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税の見直し

一定の要件を満たす暗号資産に関しては、期末時価評価課税の対象外とする。

(1) 賃上げ促進税制

賃上げを促進し、教育訓練等の人材投資、子育て・女性支援等の職場環境を整備する企業に対し、給与等が増加した場合の税額控除制度が拡充されます。

中小企業の場合、増加給与金額の15%~40%の税額控除（法人税額の20%が限度）を受けることができます。

改正後					改正前					
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%	
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	+5%	20%	
	+4%	15%			25%		30%			
	+5%	20%			30%		—			
	+7%	25%			35%		—			
*プラチナくるみん or プラチナえるぼし										
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	+5%	20%	
	+4%	25%			35%		30%			
*プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上										
中小企業	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	←	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%		+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%	45%			+2.5%	30%	+10%	40%		
*くるみん or えるぼし二段階目以上										

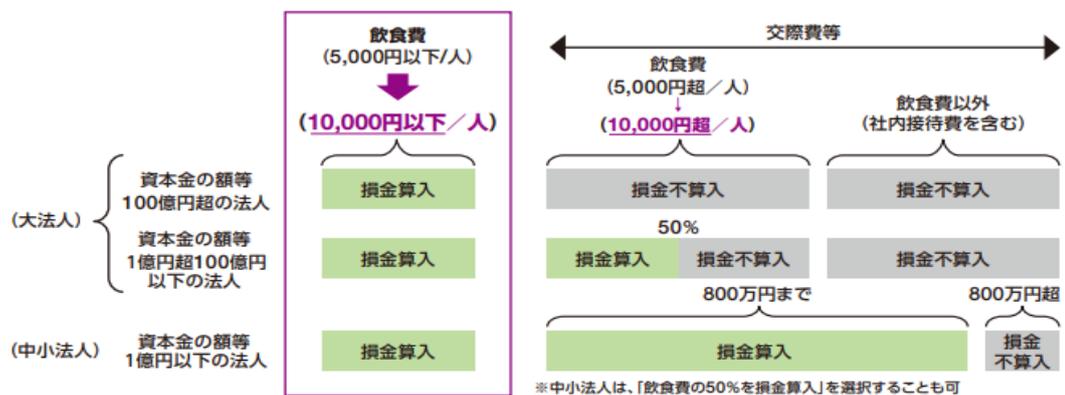
中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額
対前年度増が要件)

(※1) 控除上限：当期の法人税額の20%
 (※2) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
 (※3) くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定
 えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定
 (※4) 繰越控除するためには、繰越控除額が発生した年度の申告で明細書の提出が必要。

3年間の措置 (改正前：2年間)

(2) 交際費等から除外される飲食費の見直し

これまで、会議費相当とされる一人5,000円以下の飲食費は、一定の要件を満たす場合、交際費から除外され、全額損金算入とされていましたが、会議費の実態を踏まえ、一人10,000円以下に引き上げられました。



4, 消費税

消費税の税制改正事項は、次のとおりです。

- ①プラットフォーム課税
- ②事業者免税点制度の見直し

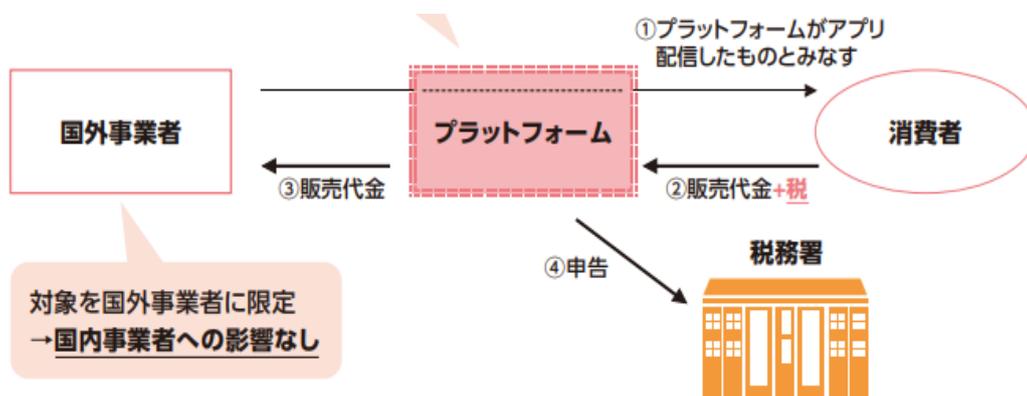
国外事業者には、事業者免税点制度の一部に関し、特例が認められません。

- ③簡易課税制度の見直し

国内に恒久的施設を有しない国外事業者には簡易課税制度が認められません。

(1) プラットフォーム課税

アマゾンやネットフリックスのようなプラットフォームを介して、国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスについて、そこで行われるデジタルサービスの取引高合計額が50億円を超える場合には、そのプラットフォーム事業者が消費税を納税する義務が生じます。



5, その他

以上の他、次のような改正があります。

(1) 国際課税

非居住者にかかる暗号資産等の取引情報に関し、租税条約締結国間において、年一回、取引情報を交換する報告制度が2026年より開始します。

(2) 納税環境の整備

- ①GビズIDとの連携により、電子署名等が不要となり、e-Taxの利便性が向上します。
- ②更正の請求に係る隠蔽・仮想行為に対し重加算税が課税されます。

★事務所から★

コロナ禍の中、税制改正説明会を中止してきましたが、令和6年から税制改正説明会を再開します。近日中に、説明会のご案内を送付させていただきます。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)